

令和2年度
第1回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年4月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第1回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年4月17日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年4月17日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年4月24日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年4月24日 14時22分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 16名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	▲
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	▲	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 6番	大森直子	議席番号 7番	熊澤威人
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	遠藤竹弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議員番号9番菊田健生委員、17番竹田和夫委員、それぞれ所要のため欠席です。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度八幡平市農業委員会第1回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、6番 大森直子 委員、7番 熊沢威人 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和2年度八幡平市農業委員会第1回総会の会期についてお諮りいたします。

第1回総会の会期は令和2年4月24日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和2年度第1回総会の会期は、令和2年4月24日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第1回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、第1回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、並びに5項目の協議を行いました。

始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年4月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

2項目め。令和2年度農業委員会事務局職員体制について事務局から説明を行いました。

3項目め。令和2年度農業委員会予算及び主要事業概要についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

なお、2項目め及び3項目めについては、改めて本日の第1回委員合同会議の報告・連絡事項で農業委員及び推進委員の皆様には事務局より報告を行う事としております。

4項目め。農地利用最適化推進委員活動報告書についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、次のページの左中ほど、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、5月11日（月）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和2年度第1回総会についてとなります。本日の第1回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。令和2年度農地利用最適化推進活動の予定についてとなります。内容について協議を行いました。改めて本日の第1回委員合同会議の協議事項で農業委員及び推進委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

4項目め。令和2年度「農地の日」の取り組みについてとなります。内容について協議を行い、7ページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の第1回農業委員会協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

先ほどの続きとなります。

5項目め。農地利用最適化推進委員研修会（仮称）についてとなります。内容について協議を行い、8ページの下側に記載したとおり「研修会」から「情報交換会」へ変更し前半は推進委員活動報告書についての情報提供を行い、後半は推進委員の情報交換を行うことに決定され、ホール棟多目的ルーム1・2を会場に、この会議と同時刻に開催をしております。なお、本日の第1回委員合同会議の情報提供等で推進委員の代表者より報告を行うこととしております。

続きまして、9ページの左上、5情報提供等となります。

運営委員及び事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第1回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年4月24日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第1回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、会議資料の10ページをご覧ください。

最初に訂正がございます。7)の八幡平市農業委員会総会提出議案等に係る現地調査の調査日17件ですが、18件に訂正願います。

それでは、令和2年3月25日から令和2年4月23日までの業務報告をさせていただきます。

1)から5)までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

続きまして、6)農地法第43条第1項の規定による(高度化施設)届出の取下げについて、説明いたします。

こちらは、令和元年8月21日開催の第5回総会において、業務報告を行った案件でございます。

事業内容に変更が生じたため令和2年4月1日付けで取下げの申出を受理いたしました。

次に、7)の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は4月16日の金曜日でございます。18件の現地調査を行いました。当日の調査委員は4番委員 高橋正志 委員、5番委員 國司功 委員、6番委員 大森直子 委員、13番委員 高橋由則 委員の4名でございます。また、事務局からは遠藤事務局長、高橋彩斗主事と古川裕太主事と私の4名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 13 件となっております。

申請番号 1、松尾寄木第 2 地割 713、畑、6,253 m²を含む 2 筆 20,222 m²です。賃貸借権の設定です。譲受側は、新規就農で、農作業従事者は 1 人、年間従事日数は 175 日、主な機械の所有状況は「トラクター 1 台」と営農計画書が提出されています。以上のことから、効率的に利用するものと考えられます。また、権利設定する農地面積は、20,222 m²ですので、下限面積要件も満たされています。申請地は今まで譲渡人が果樹を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2、丑山 17、畑、2,281 m²を含む 8 筆 17,277 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで、田は水稻を作付し、畑は自己保全管理をしていた農地です。権利設定後は、田は水稻を、畑は野菜を作付予定とのことです。

申請番号 3、大更第 22 地割 201、田、338 m²を含む 5 筆 1,915 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4、田頭第 10 地割 19、畑、1,683 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は、今まで譲渡人が、自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、果樹を作付予定とのことです。

申請番号 5 番と 6 番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 5～6、松尾寄木第 15 地割 497、田、2,995 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は、譲渡人が持ち分 1 / 2 ずつを所有する共有名義となっている農地で、今まで別の農業者と賃貸借で、水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7、松尾寄木第 10 地割 47-1、畑、2,563 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は、今まで世帯で、野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8、野駄第 1 地割 315-1、畑、1,196 m²を含む 5 筆 3,369 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は、今まで譲受人が、野菜を作付していた農地です。権利取得後は、そばを作付予定とのことです。

申請番号 9、松尾寄木第 6 地割 93、田、775 m²を含む 2 筆 1,175 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は、今まで譲受人が、水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 10 番と 11 番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 10、松尾寄木第 15 地割 499、田、3,097 m²です。

申請番号 11、松尾寄木第 30 地割 306、田、1,592 m²を含む 2 筆 3,311 m²です。交換による所有権の移転です。申請地は互いに、水稻を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

申請番号 12 番と 13 番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 12、松尾寄木第 31 地割 431、田、2,896 m²です。

申請番号 13、松尾寄木第 15 地割 498、田、3,048 m²です。交換による所有権の移転です。申請地は互いに、水稻を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については 5 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1～4 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 5 番 國司功 委員にお願いします。

5 番（國司委員）

5 番 國司功です。

申請番号 1 番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約 1.1 k m の地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が果樹を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は、田山支所から南東へ約 1.5 k m 以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が田は水稻を作付し、畑は自己保全管理をしていた農地です。権利設定後は、田は水稻を、畑は野菜を作付予定とのことです。

申請番号 3 番ですが、位置は、西根中学校から南へ約 950 m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 4 番ですが、位置は、寄木小学校から東へ約 1.1 k m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は果樹を作付予定とのことです。

申請番号 5 番と 6 番ですが、関連があるので一括して説明いたします。位置は、寄木小学校から南西へ約 1.2 k m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、別の農業者との賃貸借で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に、作付予定とのことです。

申請番号 7 番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約 2.4 k m の地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、世帯で野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に、作付予定とのことです。

申請番号 8 番ですが、位置は、松尾八幡平 I C から南西に約 1.4 k m 以内に点在しております。

売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後は、そばを作付予定とのことです。

申請番号9番ですが、位置は、寄木小学校から北西へ約2.5kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号10番と11番ですが、関連があるので一括して説明いたします。位置は、寄木小学校から南東に約900mの地点と南西に約1.2kmの地点です。交換による所有権移転です。申請地は互いに、水稻を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

申請番号12番と13番ですが、関連があるので一括して説明いたします。位置は、寄木小学校から南東に約700mの地点と南西に約1.2kmの地点です。交換による所有権移転です。申請地は互いに、水稻を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

審議、よろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『買受適格証明に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『買受適格証明に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件となっております

申請番号1、細野236-1、畑、4,005㎡です。申請人は、野菜を主として、28,667㎡を耕作しており、取得した場合、牧草を作付するとのことです。営農状況は、トラクター、トラックなどを所有し、農業従事人数は1名、従事日数は160日とのことから効率的に経営すると見込まれます。併せて、関係資料の5ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員に願ひします。

6番（大森委員）

6番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置はJR安比高原駅から西へ約2.3kmの地点です。申請者は、野菜を主として農業をしており、経営面積は28,667㎡です。取得した場合、牧草を作付するとのことです。申請人は、周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願ひます。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』
議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

申請番号1、松尾寄木第11地割345、田、770㎡を含む11筆8,089㎡でございます。転用の目的は、使用貸借権設定による砂利採取で2年間の一時転用となっております。

申請番号2、田頭第19地割74-11、畑、441㎡でございます。転用の目的は、親子間の使用貸借権の設定による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、庭、通路等が計画されております。

申請番号3、平笠第24地割122-1、畑、4,838㎡を含む12筆295,765㎡でございます。転用の目的は、売買によるブローラー農場及び関連施設の建築となっております。内容は、鶏舎52棟、倉庫・管理棟14棟、埋却地、雪捨て場、道路等が計画されております。

関係資料の6ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号2番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号3番は、令和元年11月25日開催の第8回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、令和2年2月13日づけで農用地から農業用施設用地へ変更が決定しております。例外規定ですが、農業用施設に限り転用が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員に願います。

6番（大森委員）

6番の大森直子です。

申請番号1番ですが、位置はイーハトーブ火山局から南東へ約1.0kmの地点です。転用の目的は、砂利採取で2年間の一時転用です。現況は、田及び畑で自己保全管理されておりましたが、砂利採取後は田及び畑に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農用地区域内の農地となりますが、3年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号2番ですが、位置は田頭小学校から北へ約250mの地点です。転用の目的は、親子間の使用貸借権設定による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は母親の土地で、親の世話を視野に入れて、親の住まいに隣接して住宅を建築したいことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号3番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約3.0kmの地点です。転用の目的は、売買による農業用施設の建設です。現況は、畑として利用されておりました。申請土地を選定した理由は、今後、グループ全体での増産計画があり、まとまった農場建築が可能な当該地が最適と判断し、選定したとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農業用施設用地内の農地となります。例外規定ですが、農業用施設に限り転用が認められております。

いずれ農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 14 ページをお開きください。今月の申請は 1 件になります。関係資料 6 ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号 1、松尾第 4 地割 198-3、畑、550 m²でございます。現況は、住宅があり宅地として利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 6 番 大森直子 委員にお願いいたします。

6 番（大森委員）

6 番の大森直子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、松尾八幡平インターチェンジから北東へ約 2.0 k m の地点です。現況は、住宅があり宅地として利用されておりました。申請地は、昭和 45 年頃、宅地と畑の境界を確認せずに住宅を建築したとのことでした。こちらの農地は、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをご覧ください。今月の申請は、49件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第14地割138-1、田、3,337㎡です。

申請番号2、大更第25地割293、田、3,244㎡です。

申請番号3、荒木田第3地割357、畑、3,370㎡を含む3筆20,497㎡です。

申請番号4、松尾第4地割136、畑、7,705㎡を含む6筆14,078㎡です。

申請番号5、松尾第9地割136、田、1,010㎡です。

申請番号6、松尾寄木第8地割270-2、田、1,168㎡を含む11筆7,664㎡です。

申請番号7、細野404-6、田、2,912㎡です。

申請番号8、松木田274、田、2,114㎡を含む2筆2,854㎡です。

申請番号9、平又37-1、田、981㎡を含む8筆11,320㎡です。

申請番号10、長志田56、田、910㎡を含む12筆9,914㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号11、田中下タ71-1、田、1,332㎡を含む4筆5,715㎡です。

申請番号12、殿坂下124、田、1,871㎡を含む2筆3,705㎡です。

申請番号13、田中下タ91、田、1,945㎡を含む2筆2,747㎡です。

申請番号14、田中下タ92-2、田、1,174㎡を含む2筆3,113㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号15、大更第3地割228-4、田、9,340㎡です。

申請番号16、平笠第2地割6-38、畑、1,746㎡です。

申請番号17、松尾寄木第23地割318、田、1,994㎡です。

申請番号18、平館第1地割405、田、735㎡です。

申請番号19、野駄第28地割196、田、737㎡を含む2筆1,344㎡です。

申請番号20、野駄第20地割89、田、504㎡を含む2筆1,001㎡です。

申請番号21、野駄第1地割338-1、畑、394㎡を含む16筆25,834㎡です。

続きまして、使用貸借権の設定です。

申請番号22、田頭第39地割20、田、3,208㎡です。

申請番号23、田頭第18地割38、田、2,990㎡を含む2筆4,509㎡です。

申請番号24、田頭第37地割183、田、3,006㎡です。

申請番号 25、田頭第 27 地割 13-1、田、1,163 m²を含む 4 筆 4,553 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 26、大更第 37 地割 317、田、1,515 m²を含む 2 筆 3,309 m²です。

申請番号 27、荒木田第 13 地割 101-9、畑、7,199 m²です。

申請番号 28、松尾第 5 地割 1272、田、788 m²を含む 3 筆 3,351 m²です。

申請番号 29、松尾寄木第 15 地割 510、田、2,231 m²です。

申請番号 30、細野 84-2、田、414 m²です。

申請番号 31、細野 58-1、田、1,180 m²です。

申請番号 32、細野 84-1、田、1,297 m²を含む 2 筆 2,549 m²です。

申請番号 33、松尾寄木第 4 地割 184、田、1,915 m²です。

申請番号 34、松尾第 24 地割 16、田、3,709 m²を含む 7 筆 7,207 m²です。

申請番号 35、松尾寄木第 11 地割 571-1 畑、1,464 m²を含む 7 筆 9,927 m²です。

続きまして、所有権の移転です。

申請番号 36、野駄第 1 地割 514、田、1,410 m²を含む 19 筆 19,599 m²です。

続きまして、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 37、田頭第 31 地割 129、田、1,981 m²を含む 11 筆 10,192 m²です。

申請番号 38、田頭第 38 地割 68-2、田、463 m²です。

申請番号 39、田頭第 38 地割 60、田、1,374 m²を含む 3 筆 4,822 m²です。

申請番号 40、田頭第 39 地割 106-1、田、2,949 m²です。

申請番号 41、田頭第 39 地割 143-1、田、2,294 m²です。

申請番号 42、田頭第 39 地割 107-1、田、697 m²です。

申請番号 43、谷地田 119、田、1,624 m²を含む 3 筆 4,734 m²です。

申請番号 44、松尾寄木第 23 地割 283、田、2,863 m²です。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 45、田頭第 32 地割 90-1、田、405 m²を含む 8 筆 8,244 m²です。

申請番号 46、田頭第 39 地割 18-1、畑、4,108 m²です。

申請番号 47、田頭第 39 地割 17-1、田、1,162 m²を含む 2 筆 3,874 m²です。

申請番号 48、松尾寄木第 20 地割 320、田、1,616 m²を含む 3 筆 5,780 m²です。

申請番号 49、松尾寄木第 24 地割 196-1、田、2,999 m²を含む 4 筆 9,326 m²です。

申請地の明細については 24 ページから 28 ページまでの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案30ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は5件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1、松尾寄木第20地割320、田、1,616㎡を含む7筆、15,106㎡です。

申請番号2、田頭第31地割129、田、1,981㎡を含む26筆、29,661㎡です。

申請番号3、谷地田119、田、1,624㎡を含む3筆、4,734㎡です。

申請番号4、松尾寄木第23地割283、田、2,863㎡です。

申請番号5、田頭第39地割17-1、田、1,162㎡を含む3筆、7,982㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号3番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

(11 番 藤村勇三 委員 退席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号 3 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 3 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号 3 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 11 番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

(11 番 藤村勇三 委員 着席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号 3 番を除く議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 3 番を除く議案第 6 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、申請番号3番を除く議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時21分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第1回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年5月25日

会 長 _____

6 番 委 員 _____

7 番 委 員 _____

令和2年度

第1回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和2年4月24日（金）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 第1回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 買受適格証明願に対する可否の決定について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 6 閉 会